新聞労連

2021年｜No. 1305
5月1日（土）

■ 定期大会発言要旨　2
■ 長崎訴訟 今夏証人尋問へ　3
■ 東京地連が「怒り方」学習会　3
■ 東北産研集会 業界未来さぐる　4

※記事、画像、表等の無断転載を禁じます。

日本新聞労働組合連合 ｜ 〒113-0033 東京都文京区本郷2－17－17井門本郷ビル6階　TEL03（5842）2201　FAX03（5842）2250　http://www.shimbunroren.or.jp　年間購読郵送料共2000円。組合員の購読料は組合費に含めて徴収しています

逆境屈せず持続可能な業界へ

第138回定期大会　デジタル法案で特別決議

新聞労連は4月21日、第138回定期大会を東京・台東区民会館とウェブの併用で行い、メーンスローガン「逆境に屈せず、持続可能な業界へ」を採択、2021年度運動方針、21年夏季一時金闘争方針案などを承認した。

吉永磨美委員長はあいさつで「新型コロナ禍に便乗して不利益変更提案が相次いでいる。単組執行部は連日、悩みながら精力的に交渉などを続けていると思う。本部としてできる限りサポートする」と強調。「労連の取り組みでは、出張や対面方式での会議は減少しているものの、ウェブの活用などで活動は活発化している。先行きが不透明な中でも、皆がつながり、一人一人に寄り添う労連でありたい」と述べた。

運動方針は、▽賃金・手当を改善させる取り組み▽次世代に引き継げるゆとりある労働環境の構築▽ハラスメントを生まない職場作り▽ジェンダー平等▽組織・産別運動を強化する取り組み―などで構成。新たな具体的項目として、定期昇給の切り下げ・凍結、各種手当の廃止・カットなどの不利益変更提案に反対し、それに対抗するために財務諸表をはじめとした経営情報を開示させる、「労働者選択型」のテレワーク導入などを掲げた。基準内比2.47カ月以上、不利益変更提案との抱き合わせ交渉には応じないなどの統一要求基準を盛り込んだ21年夏季一時金闘争方や21年春闘実績確認・中間総括、産業別統一スト権解除と中央闘争委員会解散も承認された。

訴訟や争議を闘う組合支援のための「争議組合支援特別会計」からの支出について、東京労組から要望があり、認められた。西多摩労組が労連を脱退、加盟単組は86組合となった。

「デジタル関連法案」の今国会での成立に反対する特別決議を採択。決議では、デジタル庁設置などのための関連6法案が上程され、うち5法案が30時間にも満たない審議で衆院本会議で可決されたことを拙速と指摘。個人情報保護の観点から問題が多いとし、慎重な審議を求めた。

【２面に代議員発言】

新聞労連は4月21日の定期大会で役員改選を行い、本部四役では2021年度委員長（任期は21年8月以降）に吉永磨美さん（毎日労組）を選出した。吉永委員長は20年度に続き2期目。

21年度役員　吉永委員長再選

書記長、副委員長は中央委で

副委員長（非専従）、書記長は今大会で候補者名を挙げられず、9月下旬の中央委員会での選出を目指す。8月から約2カ月間、副委員長、書記長が不在となるが、同日、選任された加藤健（新聞通信合同ユニオン）、伊藤明弘（関西新聞合同ユニオン）の両書記次長がカバーする。佐藤光範副委員長（神奈川労組）、月岡岳書記長（愛媛労組）は7月末で退任する。

また、3期目となる特別中央執行委員（女性役員枠）の公募を開始。締め切りは8月26日。女性の労連役員経験者と本部四役による推薦委員会を経て、21年9月の中央委員会で承認される見通し。

拘束の北角さん解放求める

声明軍事クーデターが起きたミャンマーで、同国在住の日本人ジャーナリスト・北角裕樹さんが4月18日、治安当局に拘束された事件で、新聞労連は4月20日、「拘束に抗議し、即時解放と日本政府に救出を強く求める」とする声明を発出した。

ミャンマーでは民主主義を求める市民が弾圧され、外国人記者を含むジャーナリストが相次いで拘束されている。声明では、市民に寄り添ったジャーナリズム活動が違法行為とされる事態は表現・言論の自由の侵害と批判。ミャンマー治安当局に即時解放を要求するとともに、日本政府には北角さんを一刻も早く救出し、軍事政権による市民への弾圧をやめさせるよう、強く働きかけることを訴えた。声明全文は新聞労連ホームページに掲載している。

大会宣言

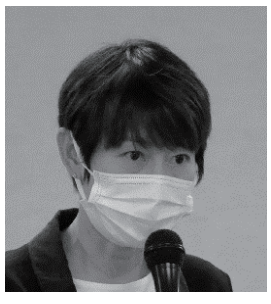

読み上げる中塚特別中執

新聞労連の旗のもとに集う私たちは4月21日、第138回定期大会を東京の会場参加とウェブ参加の併用で開き、メーンスローガンに「逆境に屈せず、持続可能な業界へ」と掲げました。

逆境とは新型コロナウイルス禍であり、それ以前から直面していた「ビジネスの危機」「信頼の危機」、そして「組織の危機」です。

新型コロナ禍により、ほぼ全ての単組で「業務命令型」の在宅勤務が導入され、取材や営業活動などに変化が強いられました。一方で、夜討ち朝駆けに象徴される「長時間過密労働」はなかなか改善されず、人員削減、ハラスメント、若手の離職が深刻化しています。将来にわたって働き続けられる職場作りは急務です。

そのためのポイントの一つが「多様性」です。日本新聞協会の調査によると、2020年4月現在、新聞・通信社の女性従業員の割合は初めて2割を超えました。反面、デスクやキャップといった社内で指導・教育的立場にある従業員を含む「広義の管理職」の女性割合は8.6%、執行役員を含む「広義の役員」は5.5%、会社法上の役員は3.8%にとどまっています。この状況では、ニュースの発信において価値判断が単一的になり、読者のニーズに対応できないばかりか、意欲のある人材が集まりません。いま世界的に、メディアに求められているのは多様性と公正性です。ジェンダー平等が実現されていない報道機関は、信頼に値する組織とはみなされず、読者に選ばれることもありません。新聞労連は特別中央執行委員を中心に、シンポジウム開催や新聞協会への申し入れなどでジェンダー平等を訴える活動を続けています。業界内でジェンダー平等を実現し、誰もが働きやすい職場環境、読者のニーズに合った信頼されるニュースの発信を目指しましょう。

部数や広告収入の減少は以前から続いていますが、新型コロナ禍が追い打ちをかけました。それに乗じて経営側から、一時金の大幅減額、定期昇給の切り下げ・凍結、各種手当の廃止・カットなどの不利益変更提案が相次いでいます。財務状況や将来見通しの明確な説明をしないまま押し通そうとする不遜な態度も目立ちます。単年度収支では厳しくとも、内部留保が潤沢な社は多く、組合として財務データを開示させて詳細に分析し、毅然とした対応を取るべきです。

ジャパンタイムズ労組は不誠実な団交を繰り返す社に対し、労働委員会への救済申し立てなどで対抗し、整理解雇も撤回させました。東京労組は、労使合意のない一方的な手当廃止が労働契約法違反であることから組合委員長が代表して訴訟を提起し、組合としても労働委員会に不当労働行為の救済を申し立てました。

新聞通信合同ユニオンの組合員では、共同通信社でデスク業務をしていた元契約社員が、賞与と退職金の大幅な差別待遇は労働契約法違反であることから、是正を求めて裁判をたたかっています。原告は大会の討論の中で「報道機関は他の企業の模範であるべきだ。報道機関の矜持を示してほしい」と訴えました。さらに、同ユニオンには、日経新聞の関連会社で働く年俸制の正社員で、役職定年を口実に一方的に賃金を減額された労働契約法違反とたたかっている組合員もいます。新聞労連を挙げての支援、共闘が必要です。

在日コリアンへのヘイトスピーチ、差別を批判した記事をめぐり、神奈川新聞記者がスラップ訴訟を起こされています。差別とたたかう記者への不当な攻撃、ヘイトを批判する言論に対する不当な圧力であり、絶対に看過できません。

長崎市幹部から取材中に性暴力被害を受けた女性記者が、市に謝罪と損害賠償を求めて起こした裁判は、市側の不誠実な姿勢に対し、多くの仲間たちが連帯して原告を支え、粘り強くたたかいを続けています。

働く者の権利、人間の尊厳を守るために声を上げた仲間たちを、新聞労連は全力で支え、ともにたたかっていきます。

今大会では、うれしい報告もありました。宮古毎日労組で唯一、契約社員に留め置かれていた組合員の正社員化です。組合結成から15年。ワンマン経営者による激しい組合つぶしに遭いながら、裁判所や労働委員会も活用し、不屈の闘志で労働組合としての筋を通してきました。単組の奮闘はもちろん、それを支えた沖縄地連、沖縄県マスコミ労協、そして全国各地の仲間たちの連帯と共闘がありました。宮古の仲間の権利の前進を労連全体で共有し、今後の各地でのたたかいにつなげましょう。

西多摩新聞労組の脱退承認議案については「新聞通信合同ユニオンは組合員1人でも加盟できる」として、組合運動の継続を模索する努力を求めた代議員発言もありました。個人加盟労組の存在意義・存在理由や、翻って既存の企業内労組の運動のあり方を問う代議員発言もありました。重要な問題提起であり、企業内労組の組織拡大や運動強化の可能性を議論していく必要があります。

新型コロナ禍の中、SNSなどで不確かな情報も氾濫した結果、新聞をはじめとする既存メディアの重要性が高まったと言えます。業界には多くの問題がありますが、現場から声を上げ、業界をともに支える関連会社、非正規社員、組合を支えてくれている書記たちを含めて、新聞に携わるすべての労働者が連帯し、今の状況をより良い方向に変え、持続可能な環境を築いていきましょう。

2021年4月21日
新聞労連第138回定期大会

第138回定期大会発言要旨

小山　健太（長崎労組・労連青年女性部長）　労連青女部では、6月26・27日、東日本大震災から10年を迎えた仙台市で全国学習集会を開催する。全国で災害が多発する中、新聞社として地域における防災や減災について考える機会にしたい。スローガンは「災害は明日かも～考えてみるっちゃ防災減災」。初日は津波の被害を受けた仙台市立荒浜小学校などを巡るフィールドワーク、2日目は地域の防災・減災について考えるグループワークを行う。感染状況次第で開催方法は再検討するかもしれない。その場合は改めて報告する。

中野　信美（東京労組）　昨年から派遣会社と団交を重ね、派遣社員の組合員（東京中日スポーツ記者）の基本給38,700円増で妥結した。元は中日新聞社の原稿料契約（偽装請負）で、2003年に派遣社員にされた。直接雇用に戻すことが根本的な要求だ。昨年、偽装請負を是正した別の記者については、過去分の厚生年金加入を社が拒み、日本年金機構に逸失権利の回復を求めている。社が労使合意なく手当「錬成費」を廃止した事件は、東京地裁で裁判が始まり、3月には不当労働行為の救済も都労委に申し立てた。労連のみなさんの力も借りて、労働者の権利を守り抜きたい。

松元　千枝（合同ユニオン）　西多摩新聞の脱退について。組合員が一人との事だが、合同ユニオンへの加入をぜひ勧めてほしい。組合員の減少が止まらない。新聞産業の全労働者が3万7千人のうち、新聞労連の組合員は1万8千人。未加入の仲間に働きかけよう。また、オンラインメディアの組織化も検討すべき。

ユニオンではAI企業で働く仲間とジャパンタイムズの契約社員の仲間の問題を団交で解決した。いずれも金銭解決となったが、職場復帰が理想だ。仲間を職場に戻せるよう交渉力を付けたい。

菱山　繁（合同ユニオン）　均等待遇を巡って共同通信社と係争中。所属していたのは英文記事の配信をする国際局海外部。半分が英文スタッフと言われる非正規の職場だ。正社員と違い手当の無い賃金で、一時金は1カ月分、退職金は3年働いて直近の給与1カ月分。仕事内容が違うと社は主張するが、人繰りの問題で業務の垣根が次第になくなった。やむなく関門デスクの就任要請を受けたが待遇差は看過できない。報道機関は、他の企業の模範になるように率先して均等待遇を実践するべきだ。支援願いたい。

鈴木　克実（合同ユニオン）　日経の関連会社で正社員として18年間働き、センター長、次長、部長と昇格したが、10年間賃金はほとんど上がらなかった。2020年4月に55歳になると社は役職手当の削減を強行、賃金は年100万円以上減少した。就業規則や労働契約書に一切明記されていない不利益変更で、納得がいかず提訴した。現在1回目の口頭弁論を終え、次回からが訴訟の本番となる。今後とも支援をお願いする。**【3面に関連】**

山口　栄治（長崎労組・労連争議弾圧副部長）　長崎市性暴力訴訟について。4月12日の弁論準備で原告側が市長の証人を正式に申請。5月18日の弁論準備で正式に採用されるかどうかが決まる。決まれば夏には市長の証人尋問、秋結審、年内判決という流れが見えてきた。被告はこれまでの主張を変化させ、賠償の減殺を求め始めた。情勢が悪いと捉えているのでは。マスコミセクハラ白書に多くの方が勇気を振り絞って実態を書いている。変わらないとダメという事を判決として出してほしい。引き続き支援をお願いする。**【3面に関連】**

神力　香織（宮古毎日労組）　4月から正社員になった。2000年に入社した時は契約社員ではなく「この期間は辞めないで欲しい」という理由で契約書にサインさせられた。それが利用されて2006年の組合結成時に契約社員にさせられた。組合員はどんどん減り、後から入った社員も先に正社員化される中「組合を抜ければ正社員になれる」とも言われたが、違うと思い踏みとどまった。突然の正社員化に驚いたが、全国の仲間からお祝いのメッセージを頂き感謝している。組合にはまだ問題山積だ。これからも支援願いたい。

日比野　敏陽（関西合同）　関西合同ユニオンには、大手メディアの業務委託で働く仲間、関連会社で働く仲間、加盟組合の書記などが加入している。本来ならそれぞれの職場単組で一緒に活動すべき人も多い。労連の加盟人員減少は別会社や業務委託先を組織化できなかった結果だ。そこで合同ユニオンが微力ながら個人で受け入れている。また労連加盟単組の書記も加入している。書記の待遇や働き方の議論が棚上げにされ、据え置かれている。書記は一人で孤立しがち。仲間として考え、対話してほしい。

蓬田　正志（毎日労組西部支部）　6月5日の雲仙集会について。30年前の火砕流では、多くの報道関係者とタクシーの運転手の方が亡くなった。災害が近年多発している。豪雨や台風の被害は毎年のように起こり、その現場に私たちは向かう。取材の安全確保と、長期的取材で生活を奪われた被災者や壊された地域を伝えていく必要性とを考えるシンポジウムとしたい。新研部で事前に災害経験者のアンケートをした。プレイベントを5月30日に東京で開き、過熱取材の問題や災害報道の意味を議論したい。ぜひ参加を。**【4面に関連】**

机　美鈴（朝日労組・労連新研部長）　雲仙集会の準備にあたり、災害報道に携わった経験のある方を対象にアンケートを実施、422人に回答をいただいた。非常に有意義なアンケートができたと思う。雲仙集会に反映するとともに、アンケートの内容については改めて紹介したい。この場を借りてお礼申し上げる。

東岡　徹（朝日労組）　1987年5月3日に起きた阪神支局襲撃事件の翌年から「言論の自由を考える５・３集会」を開催してきた。今年は「語ろうメディアの未来」と題して実施する。オンライン開催なので全国から参加いただける。多くの皆さんの参加をよろしくお願いしたい。

桜井　邦彦（中国労組）　ハラスメント根絶学習会の開催について。今年1月に開催した新幹線拡大16者共闘・広島会議に合わせて、地方紙の仲間にハラスメントのアンケートに協力いただいた。それを基に、京都、神戸、新潟の各労組と共に事例集を作成中だ。これをベースに労連の顧問弁護士、ハラスメント研究所の金子雅臣さん、心理面の専門家などにも参加してもらい、事例の実演も交え参加型で考える集会を企画した。新聞社、特に地方紙でありがちな事例をもとに問題を明らかにしたい。ぜひ参加を。**【4面に関連】**

辰巳　裕史（日刊建設工業労組）　日刊建設産業新聞社の解散について。労組は新聞労連未加盟だが、廃刊の提案を受け労連本部への相談を仲介した。3月31日で廃刊し会社も解散。経営陣が一方的に決行したが、経営状態は直近も黒字決算と聞く。整理解雇の4要件にも抵触する状態だ。組合執行部も「寝耳に水」で十分対応できなかったようだ。「寝耳に水」では闘えない。企業再編など様々な事例を研究、想定しておく必要があると痛感した。専門紙にはオーナー系企業も多く、黒字でも強行倒産、というやり方が連鎖的に波及しないよう監視したい。

中田　洋子（ジャパンタイムズ労組）　労協締結拒否、組合員の出向強行、整理解雇など一連の争議は昨年夏までに、皆さんの支援の下解決することができた。この度、労連書記の杉村さんに協力いただきながら、一連の争議についての報告書が完成した。今後の活動の参考になればと作成した。ぜひ全国の仲間の皆さんに読んでいただきたい。労連書記局までお問い合わせを。

書記採用の経過を報告

—第２回中央闘争委員会—

新聞労連は４月 20 日、第２回中央闘争委員会を東京・文京区民センターとズームの併用で開催し、翌 21 日に開いた定期大会の確認などを行った。東京地連から７千万円を移管され創設された「東京地連特別会計」を原資に、書記の新規採用活動を実施してきた結果を月岡岳書記長が報告。「３人から応募があり、四役を中心に複数回、面接したが採用に至らなかった」とし「公募方法を検討し、あらためて書記採用に取り組む」と説明した。

月岡書記長　討論のまとめ

代議員14人から発言があった。

東京労組は一方的な手当廃止に対し、組合委員長が訴訟を闘い、組合としても東京都労働委員会に救済を申し立てた。労連加盟の少なくない単組に不利益変更提案が出ており、毅然とした対応を取っている東京労組を参考にしたい。また、組合員である派遣社員の賃上げを派遣元と交渉し、1年以上の団交の結果、基本給アップを勝ち取り、直接雇用になるよう今後も求めていくという。限定正社員の不当な待遇、無期転換社員と正社員などの格差是正にも取り組んでいる。正社員とそれ以外の従業員の格差改善も新聞労連として取り組むべき重要な課題で運動方針にも盛り込んでいる。

新聞通信合同ユニオンの組合員から2つの裁判の報告があった。共同通信でデスク業務に携わっていた元契約社員は賞与と退職金で差別を受けたとして闘っており、均等待遇実現の観点から注目される訴訟だ。日経関連会社で18年間働いていた組合員は一方的に賃金を削減された。両裁判ともに、支えていきたい。

同ユニオンからは、労連加盟組合員が減少する中、オンラインメディアの組織化提案もあった。組合があるオンラインメディアはあるのか、地連や労連加盟の課題など検討したい。関西新聞合同ユニオンは、関連会社の組織化、書記の待遇について問題提起をされた。本部として趣旨に賛同する。

長崎市元幹部から女性記者が性暴力を受けた訴訟は、2019年4月の提訴から2年が経つ。原告側は証人として長崎市長らを申請している。証人尋問は今夏以降、行われ、年内にも判決が出る。これまでも「支える会」へのカンパや傍聴支援、集会参加などで協力いただいているが、勝訴に向けた支援を願いたい。

宮古毎日労組の組合員で唯一、契約社員に留め置かれていた神力さんの正社員登用が決まった。結成当初からの最大要求が14年を経て実現、本人や労組の頑張りに敬意を表したい。同労組は、第三者機関を活用した闘争を続け、複数の組合員の正社員化や労使関係の正常化、不利益変更提案の見直しなどを行ってきた。同労組の信念、結束力はお手本となる。

日刊建設産業新聞が解散した。労連未加盟ではあるが、業界内の動向に注視し、相談にはできる限り寄り添い、組織化にもつなげたい。

雲仙・普賢岳大火砕流30年を機に6月に実施する集会、1987年に朝日新聞阪神支局で男が散弾銃を発砲し、記者2人を殺傷した事件の翌年から開催されている朝日労組主催の5・3集会、青年女性部が東日本大震災10年をテーマに6月下旬、宮城県で予定する全国学習集会、新潟・神戸・京都・中国の各労組が中心となってハラスメントを根絶するために開く学習会参加のお願いがあった。いずれも、ジャーナリズム、労働者にとって大切なテーマであり、多くの方の出席をお願いする。

原告側、長崎市長ら証人申請

性暴力訴訟、今夏にも尋問へ

2007年7月に当時の長崎市原爆被爆対策部長（故人）から取材中に性暴力を受けたとして女性記者が市に損害賠償を求めている訴訟の弁論準備手続きが4月12日、長崎地裁であった。その後、長崎市内で報告集会があり、支援者と報道関係者約25人が集まった＝**写真**。コロナ禍のため、新聞労連の吉永磨美委員長と月岡岳書記長、大阪の支援者はオンラインで参加。原告側の代理人は、証人として田上富久長崎市長をはじめ、当時の市幹部3人と原告の同僚ら2人を申請し、原告自身も証人として出廷する見通しを集会で明らかにした。

弁論準備手続きは5回目。長崎地裁と原告側代理人の事務所をオンラインでつないで実施した。原告側が申請した証人は、田上市長以外に事件当時の秘書課長、人事課長と原告の同僚や上司、原告自身。さらに原告側は証人1人を追加申請する支援に感謝している。市長には誠意を持って証言してもらいたい。一審を勝って確定させたい」と訴えた。

その後、集会に出席した中鋪美香、平山愛両弁護士が、裁判の経過を報告。原告側が申請した市幹部の証人3人について、中鋪弁護士は「被告側は必要ないと訴えているが、裁判所が必要だと判断しているようだ。裁判所が被告に対して陳述書の提出を求めている」と報告。原告の同僚ら2人についても、裁判所は陳述書を見て採用を判断する見通し。次回期日に証人の人数や尋問日が決定する予定。

尋問の日程について、長崎原爆忌の8月9日前後や市議会の開催日を避け、7月中か8月下旬に行われる見通しも合わせて説明した。

集会を主催した長崎市幹部による性暴力事件の被害者を支える会の事務局を務める門更月さん（モッシュ＝もうセクハラを許さない女たちの会・ながさき＝代表）が「これからも裁判費用がかかる。支える会も2期目に入り、カンパ支援をさらに求めている。よろしくお願いいたします」と呼び掛けた。

次回期日は5月18日。午前10時から長崎地裁で弁論準備手続き（非公開）がある。支える会が午前10時半から長崎市内で報告集会を開く予定。

東京労組「錬成費」裁判

社の閲覧制限要求で協議続く

中日新聞社が年3千円支給の手当「錬成費」を労使合意なく廃止した事件で、東京新聞労組の組合員を代表して宇佐見昭彦執行委員長が社を相手取り、従前通りの支払いを求めた裁判の第2回期日（弁論準備）が4月1日、東京地裁であった。

被告の社側は、2月の第1回期日（弁論）に提出した答弁書や証拠書類について、それらの一部内容を「営業秘密」などと主張。当該内容を一般には非公開とするよう地裁に申し立てているため、今回の弁論準備はその申し立てをどう取り扱うかの協議に時間の大半を費やした。

組合側は昨年7月、早期決着を目指して委員長が地裁に労働審判を申し立てた。社側は「新聞社として危機的状況」「このままでは雇用の維持すら危機に…」などと主張する一方、通常の裁判での審理を望む「上申書」を地裁に提出。これを受け、労働審判は結論を得ずに終了し、通常訴訟に移行した。社は自ら求めた公開の裁判で、主張や証拠の一部を非公開として閲覧等を裁判当事者に限るよう求めている。協議は継続中で、結論は次回弁論準備（5月27日）以降に持ち越された。

一方、社は4月1日付人事で、東京本社での労使交渉を担当する佐藤昌雄労担代理（役員待遇）を解任し、客員とした。組合は事務連絡で「錬成費の問題で対応を誤った責任を取らせたのか」と更迭の理由をただしたが、社は「更迭ではない」「錬成費は関係ない」（人事部長）とした。

錬成費の廃止に伴う団交拒否と支配介入で、組合が不当労働行為の救済を申し立てた東京都労働委員会は、第1回調査期日を6月14日と決めた。

賃金不当減額訴訟

会社側、争う姿勢

日経新聞関連会社社員の男性が、役職定年を理由にした一方的な賃下げは労働契約法違反として、会社に差額支払いなどを求めた裁判の第2回口頭弁論が4月27日、東京地裁であった。会社側は争う姿勢を示した。

会社側によると、2017年2月に役職定年制導入を説明し、同年7月に年俸の25%が役職手当相当分と説明。その結果、役職手当が最大15%減額されるとしたが、男性は両説明会に出席し異議を唱えなかったという。男性は黙示的に同意したか、同意がなくても業界事情や人件費抑制の必要性から制度導入に合理性があるとしている。

男性は制度導入の事前説明を受けておらず「後出しじゃんけん」と批判している。会社側は男性が説明会に出席したとする一覧表などを証拠としたが、提訴前の団交でも「チェックは会社側がした」と説明、組合側から客観性に疑問を呈されている。裁判官は会社側の書面は不十分として補充説明を求め、次回は6月24日午後2時から弁論説明を求め、次回は6月24日午後2時から弁論準備手続きとして実施され非公開。

東京地連役員や男性が加入する新聞通信合同ユニオン組合員らが傍聴支援。MICなどを通じて「支援を広げるべきでは」との提案があった。前回、出廷しなかった会社側の反論が注目されていたが、男性は終了後「会社側証拠に新資料はなかった。議論がかみ合わないようにしたいのか」と感想を述べた。　【東京地連委員長・寺田正＝共同労組】

中労委労働者委員の任命目指す

全国労働委員会対策会議総会

日本マスコミ文化情報労組会議（MIC）と純中立労組懇、全労連でつくる「全国労働委員会対策会議」の総会が4月23日、東京の会場とズームの併用であった。対策会議から第36期中央労働者委員として推薦されたものの、任命は逃した田中広喜さん（新聞労連）らの報告があった。

中労委の労働者委員は連合推薦で占められており、対策会議は公正任命の観点から非連合系の労働者委員の増員を目指している。35期に続き北口明代さん（生協労連）は任命された。

「上手な怒り方」学ぶ

東京地連が学習会開催

東京地連は4月9日、「アンガーマネジメント講座」をオンラインで開いた。講師は一般社団法人「日本アンガーマネジメント協会」が公認するファシリテーターで、弁護士でもある田部知江子さん＝**写真**。約70人が怒りとの付き合い方を学んだ。

田部さんによると、アンガーマネジメントとは「怒る必要のあることは上手に怒り、怒る必要のないことは怒らないようになること」。重要なのは「怒りを後悔しないこと」だという。

では、怒ったことを後悔しないアンガーマネジメントのコントロール法はどんなものがあるのか。田部さんはいくつかのコントロール法を紹介した。

1つめは「衝動のコントロール」。「怒りが理性的に戻り始めるのが6秒」とされているため、この6秒をやりすごすことが重要だ。別の方法としては「思考のコントロール」。人には「許せるゾーン」と「許せないゾーン」の境界線があり、この境界線を一定にするのが重要である。

上手な叱り方として①基準が明確で、納得性が高い②叱る側のリクエストが明確であり、リクエストに応じる行動の評価が明確にできること③穏当な表現・態度・言葉遣いで、相手を責めないこと、がポイントだという。

上手に叱るには、「過去に叱られて納得した経験を思い出し、書き留めてそのふるまいをまねしてみる」のが重要だという。　【朝日労組・石川作成】

拙速な審議を問題視

デジタル関連法案学習会

新聞労連本部は4月6日、今国会で審議中のデジタル関連法案に関する学習会「どうなるデジタル関連法～言論・報道の自由への影響は？　新聞産業のこれからへの影響は？」をWeb会議形式で開催、全国から25人が参加した。

学習会には、3月の衆議院内閣委員会で参考人として招致され同法についての意見陳述を行った専修大学の山田健太教授を講師に招き、同法案の問題点を聞いた。

山田教授はまず、同法案が首相官邸のもとでの政策会議で作成され、パブコメも各省庁での審議会も経ず、対外的な意見を聞かず一気に作られていることを問題視。「オープン・透明、公平・倫理、安全・安心、という大原則に掲げたことは評価できるとしながらも、「オープン・透明」については、行政の情報公開制度が事実上機能していない点を指摘。さらに「公平・倫理」は、個人情報保護法における自己情報のコントロール権が不十分で公平性が担保されないこと、「安全・安心」はシステムの肥大化に伴い再委託化が促進され、情報漏洩の危険が増すことを指摘。「全てにおいて理念を実現できる法案ではない」とした。

その上で行政機関がより個人情報を自由に使える構造になっているとし、取材情報などの監視が一層進む可能性を指摘、報道への影響も懸念されると忠告した。

新聞労連ではこの学習会での議論を経て、4月21日の第138回定期大会で同法案の拙速な審議・成立に反対する特別決議を採択した。

不利益変更に対抗　学習集会 4組合が報告

新聞労連は 4 月 22 日、不利益変更提案に対抗するための学習集会を東京・台東区民会館とズームの併用で開いた。提案を受けた後にどのように交渉し対応したか、河北仙販、西日本、宮崎日日、東京の各労組が報告し、東京法律事務所の平井康太弁護士が解説。計約 60 人が参加した。

単組報告前に平井弁護士が、労働契約法 10 条では就業規則の不利益変更は原則認められないと前置き。従業員への周知、不利益の程度、必要性、相当性、組合との交渉状況などによっては例外として認められると、判例を挙げながら説明した。

河北仙販労組は、2020 年 11 月、定期昇給上がり幅の減額や住宅手当廃止、家族手当カットなど多岐に渡る提案を受けた。21 年 4 月導入を求める社に対し、組合員の大多数が反対としたアンケート結果などをもとに、財務諸表など経営データを要求し、初めて貸借対照表や損益計算書を開示させた。団交でさらに詳細な経営数字の説明を受けた結果、労働条件の改善を求める方向にシフト。「夏季休暇 1 日増」「家族手当の減額幅の圧縮」「業務量が多い特定支店の負担軽減」などの回答を引き出し、収拾した。

西日本労組は 2 年前に役割等級制度（9 つの職能資格から 6 つの等級区分へ移行）や目標管理制度導入（人事評価の指標に目標達成度を含め、一部に相対評価を取り入れ）、諸手当・割増賃金見直しなどの新人事制度の提案を受けた。残業代相当に当たる業績手当廃止や夜間割増率引き下げにかかる激変緩和措置といった論点となった課題について、社から前進回答を引き出した。また、不合理な部分が表面化すれば適宜見直すことを約束させ、見直し条項付きの「条件付き合意」という形を取った。

宮日労組は家族手当はじめ 4 項目、基本給引きや住宅・通勤手当など改定 17 項目、残業申請制や新規採用 3 年見送りなどその他 9 項目の提案に対し、77 項目に及ぶ組合アンケートを実施。それをもとに社に対して計 102 項目の質問書を出した。納得のいく回答が得られなかったため再アンケート、再質問書を提出、「子ども手当と 19 日間の特別休暇創設」「新規採用 3 年見送り白紙」を引き出した。提案に対して 3 項目の要求に絞って提出、新たな手当創設などを実現した。また、春闘で社が提案してきた 55 歳昇給停止も撤回させた。

報告する西日本労組（右）

東京労組は長年、労使慣行で支給されてきた「錬成費」の一方的な廃止について報告。20 年 1 月に通告され、組合は労使合意がなければ認められないと抗議したが、不支給となった。組合委員長が代表して労働審判を申し立て、その後は本訴訟に移行。組合としては不当労働行為（不誠実団交、支配介入）で都労委に救済を申し立てている。

報告を受け、平井弁護士が解説。不利益変更に関する交渉では、社に誠実交渉義務があるとし「財務諸表など必要書類の開示はそれにあたる」とした。労使慣行については一定の要件を満たせば契約に当たると民法で規定されていると説明。成果主義制度は「評価基準・手続きの公正さが問われる場合がある。賃金が減額された際には根拠や該当性などが問題になる」と指摘した。

最後に労連本部の杉村めぐる書記が、労働協約締結の重要性を説明した。

新聞産業の未来さぐる　東北地連産研集会

新聞労連東北地連は 4 月 15、16 日、春闘産研集会「変化する生活と新聞業界」を完全オンラインで開いた。3 テーマの講演会やパネルディスカッションを通じ、新聞業界のデジタル化や震災報道の在り方について学んだ。地連加盟の各単組だけではなく九州、四国、関東各地連単組からの参加もあり、2 日間で延べ約 170 人が視聴した。

初日は開会セレモニーに続き、「コロナ禍における新聞業界」をテーマに講演があった。ジャーナリストの古田大輔さん（朝日新聞 OB）は「デジタル戦略の未来像」と題し講演。デジタル時代のメディアに必要なこととして「誰の何の役に立つのかを突き詰めて考える必要がある」と指摘。ニュースメディアの課題を信頼性と収益性とした上で、「メディア不信は地方にも広がっているが、何とか信頼に応えてほしい」と訴えた。

2 日目は「東日本大震災 10 年・地域のあしたをどうつくるか」をテーマにパネル討論。櫛引素夫青森大教授（東奥日報 OB）をコーディネーターに、金野訓子さん（岩手日報労組）末永智弘さん（河北新報労組）須釜豊和さん（福島民報労組）渡辺久男さん（福島民友労組）の各記者が登壇。

金野さんは「被災地にカメラを向けられるようになるまで時間が掛かり、被災と向き合うことの難しさを感じた」と指摘し、末永さんは「安否確認情報を掲載できず忸怩たる思いを抱いている。地方紙としては生活者視点の情報を掲載すべきだった」と振り返った。須釜さんは「原発避難者は周囲によそ者として扱われる現実がある」とし、渡辺さんは「家族を亡くした方への取材は今も厳しいが、話せるようになるまで寄り添うのが地方紙の役目だ」と強調した。

最後に「新しい生活様式や価値観を取り入れながら、あしたへ歩み続けなくてはならない。細々とした情報でも丁寧に伝える新聞は伸びしろがあり、まだやれることがあると信じている」とするアピール文を採択し、閉会した。

【山形労組・菅原武史】

「言論人の勇気 教えられた」

北村肇さん偲ぶ会　シンポ開催

2019 年 12 月に逝去した元新聞労連委員長の北村肇さんを追悼し、これからのジャーナリズムを語るイベント「北村肇さんを偲ぶ会」が 4 月 4 日、毎日ホール（東京都千代田区）で開かれた。偲ぶ会は北村さんが発行人を務めていた「週刊金曜日」と出身の毎日新聞労組と新聞労連がオンラインで開催し、読者や労組関係者ら約 70 人が参加した。

偲ぶ会では、冒頭に毎日労組の大久保渉委員長が「北村さんら先輩方が築いてこられた毎日新聞を今後も引き継いでいきたい」と挨拶。続いて、週刊金曜日発行人の植村隆さんが「慰安婦証言の記事が捏造記事だと厳しいバッシングを受け、朝日新聞を辞めて大学に就職したが、攻撃を受けて国内で職を失った。日本のジャーナリズムのほとんどが沈黙する中、週刊金曜日だけが勇気を持って取り上げ、火だるまの私を社長として迎え入れてくれた。北村さんからは言論人としての勇気を教えられた」と振り返り、追悼した。

さらに、南彰前新聞労連委員長が司会を務める座談会シンポジウム「北村肇が遺したもの――これからのジャーナリズムを考える」が催された＝**写真**。片岡伸行さん（記者）▽朴慶南さん（作家・エッセイスト）▽明珍美紀さん（元新聞労連委員長）▽豊秀一（『朝日新聞』編集委員）が登壇し、北村さんが新聞労連委員長として、記者クラブのあり方などの課題に取り組んだジャーナリズムや組合活動の功績を称えた。

南前委員長は北村さんが委員長時代に組合員とともに発刊した「新聞人の良心宣言」を紹介。「多少時間がかかっても記者たちがこれを守ってくれると確信している、そうでないと新聞の死が来てしまう、と書かれている。新聞の死はジャーナリズムの死を意味する。北村さんが遺してくれたものを噛み締め、市民に必要とされるメディアとして、存在することを願いたい」と述べ、シンポを締めくくった。

イベント案内とお願い

ハラスメントテーマ　地方紙共闘会議

新聞労連は、新潟、神戸 DS、京都、中国の各労組が作成する地方紙におけるハラスメント事例集（仮称）をもとに、学習会を開きます。事例集の内容を紹介し、職場のハラスメント研究者、弁護士、臨床心理士など専門家のコメントを交えて学びます。オンラインのみの参加受付です。

▼日時：5 月 11 日(火) 13 時半～
▼会場：オンライン▼参加費無料▼申込みは、各組合にお送りしている申込み用紙にご記入の上、kkato@shimbunroren.or.jp（加藤）か、FAX03-5842-2250(新聞労連)にお申し込みください。

若手記者研修会（第 50 回 JTC）開催

新聞研究部は 5 月 22 日（土）～23 日（日）、東京都内で「悩みながら聞く、書く　なぜ」をテーマに第 50 回 若手記者研修会をリモートと併用で開催します。初日は遺族報道、被害者の匿名・実名報道など多くの記者が経験する課題について取り組み、2 日目は、ジェンダー平等に配慮のない表現について、新聞労連が実施したアンケート結果を紹介する他、障がい者や性風俗で働く人たちなど他者や制度とつながりづらい人々を取材する重要性、視点について学びます。部分参加も可能です。

雲仙普賢岳・大火砕流 30 年集会

43 人が死亡・行方不明となった雲仙・普賢岳(長崎県)の大火砕流から 2021 年 6 月 3 日で 30 年を迎えます。雲仙・普賢岳の経験を生かし、災害報道の意義や課題を考えるため、雲仙集会を企画しました。組合員の方はふるってご参加下さい。

【プレイベント（東京）】▼日時：5 月 30 日(日) 10:00～16:30 ▼場所：オンラインか全水道会館
【雲仙集会（島原）】▼日時：6 月 5 日(土) 15:00～雲仙フィールドワーク、19:00～分科会
6 日(日) 9:30～15:00 (住民参加シンポなど)
▼参加費：1 人当たり総額 1 万円～1 万 2000 円。オンライン参加は無料。
▼申込み：5 月 10 日までに専用の参加申込書で Fax03-5842-2250 か、info@shimbunroren.or.jp（新聞労連代表アドレス）へ。

ジェンダー・アンケートのお願い

新聞労連は国際女性デー報道の成果や課題、ジェンダー平等の理解度について把握するため、2 つのアンケートを実施します。組合員一人ひとりにご協力いただきますようお願いします。アンケート結果は、公表を前提にして今後の組合活動に活用します。回答者の匿名性は担保します。5 月 14 日(金)までに下記 QR コードから回答をお願い致します。

① 国際女性デー報道調査　② ジェンダー平等に関する報道への理解度調査